

# 図解 健康保険 協会&組合の総まとめ

健康保険の保険者は、「全国健康保険協会」と「健康保険組合」。試験でも頻出の項目ですが、実際これらはどのようなものか？というとなかなかイメージがつきにくいのではないでしょか。図解で両者を比較しながら確認し、練習問題で知識をプラスしていきましょう！

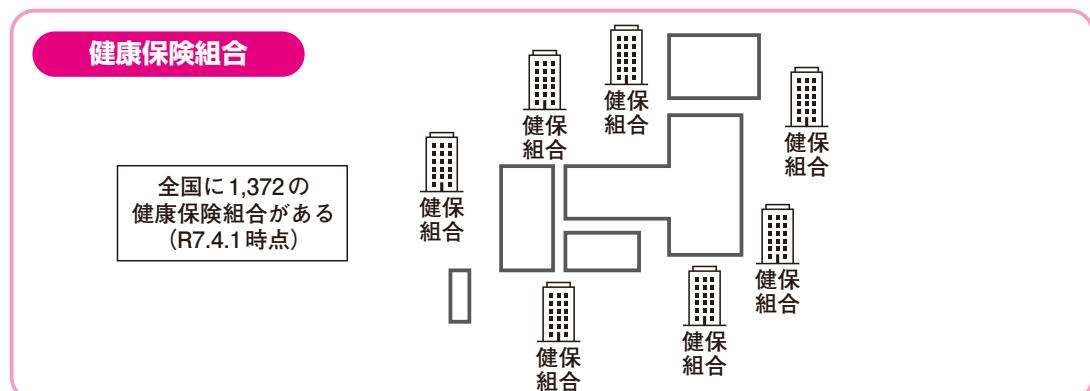
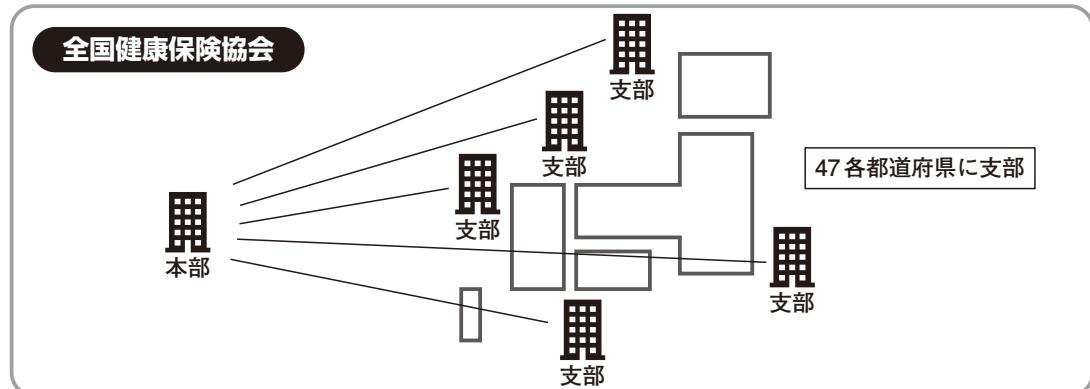
社会保険労務士  
加藤光大



## 【健康保険の保険者のイメージ】

健康保険の保険者（運営主体）は、**全国健康保険協会**と**健康保険組合**です。これらは、設立の背景・経緯が異なることから、違いが多々あります。

平成20年9月までは、健康保険の保険者は「政府」と「健康保険組合」でした。企業が自ら保険者を設立して行うのが健康保険組合であり、自ら保険者を設立しない企業が加入するのが、平成20年10月に、「政府」に代わる保険者として設立された「全国健康保険協会」です。



健康保険（**日雇特例被保険者**の保険を除く。）の保険者は、**全国健康保険協会**及び**健康保険組合**とする。

健康保険の保険者は、**全国健康保険協会**及び**健康保険組合**です。ただし、**日雇特例被保険者**の保険は、**全国健康保険協会**のみが保険者となります。

**全国健康保険協会**は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所（以下「支部」という。）を各都道府県に設置する。

全国健康保険協会には全国各地（各都道府県）に支部が置かれています。

**健康保険組合**は、適用事業所の**事業主**、その**適用事業所**に使用される**被保険者**及び**任意継続被保険者**をもって組織する。

健康保険組合には、事務所をどこに設置するかという規定は設けられていない一方、どのような者が組織するのかという規定があります。

### ○×問題

- ① 健康保険（任意継続被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とされている。
- ② 全国健康保険協会に設置が義務付けられている事務所は、48とされている。
- ③ 健康保険組合は、適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織されている。

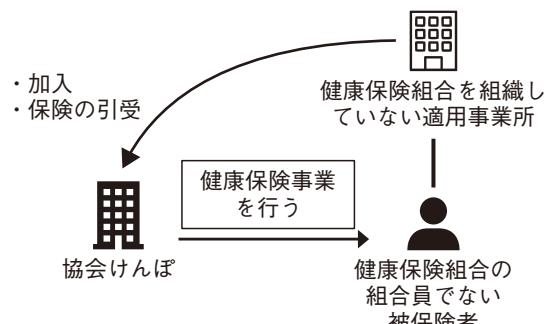
### 解答・解説

- ① × 「任意継続被保険者」とあるのは、「**日雇特例被保険者**」です。
- ② ○ 全国健康保険協会は、主たる事務所と47各都道府県に従たる事務所（支部）の設置が義務付けられています。
- ③ × 健康保険組合を組織するものは、適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者だけでなく、**適用事業所の事業主**も含まれています。

## 【全国健康保険協会・健康保険組合の位置付け】

全国健康保険協会は当然に設立されるものですが、健康保険組合は任意に設立するものな

### 全国健康保険協会



元の政府管掌健保。健康保険組合を組織できない中小企業の健康保険を担うイメージ。愛称は「協会けんぽ」。